

平成27年3月19日

大学会議制定

平成27年4月1日

学長決定

改正 平成30年2月21日

令和5年2月24日

令和5年10月26日

令和6年2月22日

(目的)

第1条 この規程は、甲南大学学則(以下「学則」という。)第36条に規定する懲戒に関する事項について定める。

(対象とする者)

第2条 この規程において「学生」とは、学部・学環の学生及び大学院学生をいう。

2 聴講生、特別聴講生、科目等履修生及び研究生は、前項の「学生」に含めない。

(基本的な考え方)

第3条 懲戒は、学生への教育的な効果が期待できるものでなくてはならない。また、学生に課す不利益は、懲戒の目的に照らして必要な限度に留めなければならない。

(懲戒の種類)

第4条 懲戒の種類は、学則第37条の定めにより、次のとおりとする。

(1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

(2) 停学 一定期間、正課授業への出席及び課外活動への参加を禁止すること。  
停学の期間は、4週間、8週間若しくは12週間の有期又は無期とする。

(3) 退学 学生としての身分を剥奪すること。

(懲戒の対象となる行為)

第5条 懲戒の対象となる行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 犯罪行為

(2) 重大な交通法規違反行為

(3) ハラスメント行為

(4) 本学の教育・研究活動を妨害する行為

(5) 情報倫理に反する行為

(6) 研究倫理に反する行為

(7) その他学則第36条及び第37条に定める行為

(嚴重注意)

第6条 懲戒に相当しない場合でも、学生生活支援センター所長又は学部長若しくは研究科長(以下「学部長等」という。)が必要と認めるときは、口頭又は文書により嚴重注意を与えることができる。

2 嚴重注意の目的は、行為の問題性を自覚させ、反省を促すものとする。

(調査)

第7条 学生生活支援センター所長は、懲戒の対象となりうる行為があつたことを知つた場合、学部長・学環長等及び指導主任にただちに報告し、学部長・学環長等及び指導主任とともに、速やかに事実関係を調査しなければならない。

2 学生生活支援センター所長は、調査にあたり、懲戒処分の対象となりうる学生に対し、弁明の機会を与えなければならない。当該学生は、弁明の際に付添人1名を伴うことができる。

3 学生生活支援センター所長は、調査の経緯及び結果を記録するとともに、その結果を学生支援機構長及び教務部長に報告しなければならない。

(懲戒の手続)

第8条 学生生活支援センター所長は、前条の調査の結果、当該学生の行為が懲戒に相当すると判断した場合、学部長・学環長等と協議し、必要に応じて当該教授会の審議を経て、速やかに懲戒処分案を作成する。

2 学生生活支援センター所長は、学生生活支援センター運営委員会の審議を経て、懲戒処分案を学長に上申する。

3 学長は、学生生活支援センター所長から上申された懲戒処分案を、各号のとおり各機関に提案する。

(1) 対象が学部・学環の学生の場合 合同教授会

(2) 対象が大学院生の場合 大学院委員会

(3) 削除

4 学長は、合同教授会、大学院委員会(以下「合同教授会等」という。)への提案の前に、学生生活支援センター所長から上申された懲戒処分案を補導協議委員会に諮問することがある。

(懲戒処分の決定)

第9条 懲戒処分は、合同教授会等の審議を経て、学長が決定し、これを行う。

(処分の通知)

第10条 学長は、懲戒処分を受けた学生及び保証人に対し、懲戒処分の内容及びその理由を文書により通知する。

(処分の公示)

第11条 学生生活支援センター所長は、懲戒処分を受けた学生の学部・学環又は研究科、学年、処分内容を、決定した翌日から1週間学内に公示する。

2 学生生活支援センター所長は、相当であると認めた場合、学生生活支援センター運営委員会で審議のうえ、学籍番号を公示することがある。

(停学期間の短縮)

第12条 停学処分を受けた学生が自らの行為を十分反省したと認められる場合、停学期間を短縮(無期を有期に変更する場合を含む。)することができる。

2 停学期間の変更手続きは、学部長・学環長等の申請により、懲戒の手続きに則って行う。

3 停学期間を変更する場合、学長は、学生及び保証人に対し、その内容を文書により通知する。

(不服申立て)

第13条 懲戒処分を受けた学生は、処分等に不服がある場合、書面をもって申立てを行うことができる。

2 不服申立ては、原則として、懲戒処分を通知された日から10日以内に学長に対して行わなければならない。ただし、期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、申立期間を延長することがある。

(不服申立審査委員会)

第14条 学長は、前条の不服申立てを審査するため、学長が指名する副学長、当該学生の所属する学部長・学環長等、学生生活支援センター所長及び指導主任からなる不服申立審査委員会(以下「委員会」という。)を設ける。なお、委員長は、副学長がこれにあたる。

2 委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行い、懲戒処分に関する調査を行う。

3 委員会は、必要と認める場合、学生に対する事情聴取を行う。なお、学生は、事情聴取を受ける際、付添人1名を伴うことができる。

4 委員会は、必要と認める場合、弁護士等専門家の出席を求めることができる。

5 委員会は、懲戒の内容が妥当であると判断した場合、不服申立てを棄却する旨の勧告を学長に行う。

6 委員会は、不服の申立てが妥当であると判断した場合、再審議を促す旨の勧告を学長に行う。

7 学長は、前2項の勧告を受けた場合、その内容を、不服申立てをした学生に通知する。

(再審議)

第15条 学長は、前条第6項の勧告を受けた場合、学部長等に再審議を求める。

2 前項の場合、学部長等は、教授会又は研究科委員会において再審議を行い、原則として30日以内にその結果を学長に上申する。

(再審議の結果)

第16条 学長は、前条第2項の上申を受けた場合、合同教授会等の審議を経て、再審議結果を決定する。

(再審議結果の通知及び公示)

第17条 学長は、学生及び保証人に対し、再審議結果の内容及びその理由を文書により通知する。また、学長は、必要と判断した場合、これを1週間学内に公示する。

(懲戒と自主退学)

第18条 教務部長は、第7条に定める調査の対象となつた学生から退学の申し出があつた場合、懲戒が決定するまで(懲戒不相当と判断した場合を含む。)、この申し出を受理しない。

(停学期間中の指導)

第19条 学生生活支援センター所長、学部長・学環長等及び指導主任は、停学期間中定期的に面談し教育指導を行う。

2 学生生活支援センター所長は、教育指導に必要と判断した場合、学生のキャンパス内への立入及び施設利用を認めることがある。

(運用)

第20条 この規程に定めがない事項及びこの規程の解釈への疑義が生じた場合、学生生活支援センター所長は学長に上申し、学長が決定する。

(細則)

第21条 この規程の施行に必要な事項は、細則で定める。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 法科大学院学生については、第5条の他、法科大学院規則第37条の3に定める事由を懲戒の対象となる行為に含める。

附 則

この規程の改廃は、平成27年4月1日から学長決定により行う。

附 則

この規程は、平成30年2月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。